

学長選考会議議事要録

1. 日時 平成20年7月3日(木) 13:30~14:38
2. 場所 弘前大学事務局2階 特別会議室
3. 出席者 岡井, 榑引, 石堂, 昆, 佐藤, 和田, 藁科, 小川, 須藤, 加藤の各委員
欠席者 石戸谷, 小田切の各委員
事務局陪席 青山総務課長, 亀谷総務課長補佐, 長澤総務・秘書G係長

4. 配付資料

- 資料1 国立大学法人弘前大学管理運営規則の一部改正について(依頼)
- 資料1-1 国立大学法人弘前大学管理運営規則新旧対照表
- 資料1-2 国立大学法人弘前大学学長選考会議規則(案)
- 資料1-3 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程(案)
- 資料1-4 国立大学法人弘前大学学長解任手続規程(案)
- 資料1-5 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則(案)
- 資料2 国立大学法人弘前大学管理運営規則の一部改正について(回答)
- 資料2-1 国立大学法人弘前大学管理運営規則新旧対照表
- 資料2-2 国立大学法人弘前大学学長選考会議規程(案)
- 資料2-3 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程(案)
- 資料2-4 国立大学法人弘前大学学長解任手続規程(案)
- 資料2-5 国立大学法人弘前大学学長候補者選考規程施行細則(案)

◎ 議長から, 前回会議(6月17日)の議事要録(案)について確認され, 異議なく了承された。

5. 審議事項

議題1 議長の選出について

議長から, 現在, 学長選考会議は選考規程等改正を検討している最中であるが, 理事兼副学長である自分が議長であることは, 学外から視ると公正公平に検討を行うという点で誤解を受ける可能性が非常に高いことに考えが至ったため, 議長辞任の了解を得たいこと及び, 新議長の選出を動議として出したいとの発言があった。

これを受けて, 下記のとおり意見交換を行った。

○現在, 経営協議会と教育研究評議会から4人ずつと理事4人で会議は構成されているが, 今後, 改正案のとおり経営協議会から教育研究評議会から5人ずつと理

- 事2人の構成となる際は、改めて各母体から選出するとの理解でよいか。
- そういうこととなる。改正案のとおりとなると学長選考会議は新しい体制となる。
 - 規則改正検討の起点は、他大学で学長選考に関するトラブルがあり、それは学長選考会議が主体性をもって学長を選考していないのではないかとの声が起こったために、学長選考の規程改正の動きとなったものである。学長在任中であらぬ疑いをかけられると困るということで議長を辞めるということであれば、現行の学長選考規則を現学長の任期中の今、検討するほうがむしろ整合性がないのではないか。
 - 規則内容修正の点と、その修正を主導的に対応する立場との2点である。まず議長職のほうで疑いを払拭する。
 - 規則の内容ではなくて、選考規則を任期途中で改正すること自体どうしても疑いを持たれることがあるだろう。むしろ、現規程の問題点を検討せざるを得ないと選考会議が判断した結果なのだから、議長はそのまま継続してもよいのではないか。
 - 第三者から見た場合納得してもらえるか。一委員であることと議長であることは大きな差がある。
 - 学外からみた場合を考慮し、また他大学の例をみると、誤解を招かないとの観点からは議長の動議のとおりである。
 - 現規程では、理事が議長であることは差し支えない。
 - 法人化後、他の大学で学長選考会議の決定に関して問題が起こっている。もし、規程制定時まで遡って疑いがもたれた場合、根底から揺さぶられる事態もあり得る。
 - 規程の点ばかりではなく、社会的な見方を考慮しなければならない。
- 以上の意見交換の後、議長の辞任について了承され、新議長として、佐藤 敬医学研究科長を互選により選出した。
- 引き続き、新議長により、小田切 達委員が副議長として指名された。

議題2 学長選考規程等の見直しについて

佐藤議長から、本会議にて検討した学長選考規程等改正案と、資料2による学長からの意見を基にした改正案を比較しながら、検討したいとの発言があった。

はじめに、議長から資料1-1及び資料2-1を比較し、管理運営規則第12条第2項「前項の規定を改正する場合は、学長選考会議の議を経なければならない。」との条文については、もともと国立大学法人法に規定されているものであり、管理運営規則に記載されなくとも、規定を改正する際は学長選考会議への附議は必須であるとの説明があり、第12条は「前項の規定を改正する場合は、学長選考会議の議を経なければならない。」の条文を入れず、資料2-1のとおりとした。

次に、議長から、資料1-1、資料2及び資料2-1を基に、改正案では現行の管理運営規則にある第39条から第43条までを削除することとしているが、その中で第40条第2項の「学長選考会議は、学長の選考に関する事項について審議するときは、本学構成員の意向を反映させるよう努めなければならない。」との条文について、学長からは、法人化前の経緯を踏まえ慎重に取り扱うこととされたいとの意見が出されている。当該条文の有無に係らず学長選考に際しての実作業は変わらないだろうが、管理運営規則制定時の思想反映という点で重要であるので、当該条文を残すか否かについて検討したいとの発言があった。

これを受けて、下記のとおり意見交換を行った。

- 管理運営規則から39条から43条までを削除するのは、学長選考会議の規程を独立して制定するために検討したものであるから、そのどちらが上位の規則であるかによる。いずれかに記載されていればよいのではないか。
- 両方に記載されていてもよいが、上位の管理運営規則に記載されていることが必要であろう。
- 法人化後の大学像についての議論は、法人化の数年前から行われていたが、国立大学法人というものについてはっきり認識できるようなものがなかったために、学長のリーダーシップの下での大学運営ということを、ワンマン経営と危惧する人もおり、その議論の中で、大学の構成員の意向反映が必要という機運になり学長へこのように答申した経緯があった。具体的には、意向投票を行うことになったといえる。法人化時にあった議論を学長が重く受け止めているということである。
- 大前提の哲学のようなものであろうか。
- 条文は不要ではないか。
- 学長のレスポンスをどう受け止めるかとの問題である。
- 結構、重要なことで、この文章の有無で規程が変わる可能性が高いので、十分に考える時間がほしい。
- 第40条第2項の有無の違いはどのような形で現れるか。
- ある場合は、意向投票を必ず実施しなければならない。
- あれば、学長選考に係る規程を改正する都度、教育研究評議会への附議が必須となる。
- 意向投票以上に、教育研究評議会への附議の方が重要である。
- 現在、当該条文は生きている訳だが、手続きとして、学長選考会議の規程改正案に対する意向はどのように反映させることとなるのか。
- 教育研究評議会に附議した後、翌月再審議し、意見を伺うこととなる。
- この条文を残すということは、そのような形で意見を伺うこととなる。条文がな

い場合も、学長が教育研究評議会で見解を伺ってよいわけだが、条文があれば、必ず手続きしなければならない。

- 条文を残した場合、学長選考会議の独立性を保てるかどうか。
- 意向を聞いておいて、何もしないということはおかしい。
- 学長の意見にあるような、法人化時の大前提とはニュアンスが違う。学長選考に際して構成員の意向を聞くこととは別である。
- 選考会議の規程をどう作るかとの方法論なので、こちらの方が重要である。
- 現行の管理運営規則第40条第1項に「選考会議は学長の選考に関する事項について審議するとともに」云々とあって、第2項に「学長の選考に関する事項について審議するときは、本学構成員の意向を反映」云々とある。第2項の「学長の選考に関する事項」というのは、これは意向投票と、規程改正を教育研究評議会に附議することの両方の意味だろうか。
- 解釈は両方考えられる。それによって意味が変わってくるのではないか。
- 二つを分けて考えなければならない。学長の選考に際して構成員の意向を聞くことと、選考方法について意見を聞くこととは違う。
- 法人化前に全学で議論した時は、学長の選考規程を作る時に全学の意向を聞けということではなく、大学の学長を決める時に全学の意向を聞けとのことであった。
- 規則の上では、必ずしもそうになっていない。
- まず、規程改正時に全学の意向を聞くことが必要かどうか。また、学長選考時に、意見を聞くことが必要かどうか。

おそらくは、関係事項を改正する際に逐一意見を伺う必要はないというのが、大方の御意見であるだろう。

- 今のところ、そういう考えでよいと思われるが、それがどのような条文であらわされるのか、この場ですぐには決めかねる。
- 新しい管理運営規則に、必要な事項を別に定める必要があると思うが、全部の事項を定めておくことは不可能である。
- 選考会議規程の中に入れる方が、よいのではないか。

以上の意見交換の後、議長から、規則については以上の2点が主な課題であり、今後、課題点を整理のうえ継続審議としたい旨の発言があり、了承された。

次に、議長から、資料の1-2及び資料2-2を基に、学長選考会議規則（規程）の制定について、本会議ではこれを「規程」ではなく「規則」ということで整理したうえで、学長選考会議議長が選考会議に諮り自ら定めるものとして提案依頼したが、学長からの回答は、資料2のとおり、規程の制定権は学長にあるとのことであった。また、規則ではなく規程ではないかとの発言があった。

これを受けて、下記のとおり意見交換を行った。

- 規則とは、本学の規程制定区分では最上位となる。
- 改正案検討の過程でも両方の意見があった。規程は学長選考会議での議論だけで決定するわけでないということである。
- 参考として、本学の監事は、監事規程として大学の役員会で決定し、文部科学大臣の発令となっている。
- 異論なければ、規程でよいと考える。
- 本会議で規程について検討するのは如何なものか。
- 学長選考規程に問題ありと、学長選考会議が自ら認識し、本会議で制定しなければならなかったことが経緯である。
- 資料2にあるように、学長に制定権があるとの上で、現実的に、選考会議に対し規程についての意見を提出するよう申出があり選考会議で提案したことになる。
- 学長に対し、学長選考会議で決定すべきでないかと回答しなければならないのではないか。
- 学長に対しそれをどのように行うのかを、確認したい。
- つまり、管理運営規則は最も上の規程であり、学長選考会議で検討することではない。
- 管理運営規則の改正理由3はおかしいと考える。
以上の意見交換の後、議長から、課題点を整理のうえ継続審議としたい旨の発言があり、了承された。